

総行選第81号

平成29年7月14日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

第193回国会において成立をみた衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第58号。以下「改正法」という。）は、平成29年6月16日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が、平成29年政令第190号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令の改正は、改正法による公職選挙法の改正に伴い、数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設ける場合に係る規定の整備を行うとともに、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定を行うこと等を目的として行われ、改正令は、改正法による公職選挙法の改正規定の施行の日（平成29年7月16日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 二以上の選挙区にわたって市町村の境界変更があった場合の当該境界変更に係る区域の属する選挙区に関する事項

公職選挙法（以下「法」という。）第13条第4項の場合において、市町村の境

界変更に係る区域が属すべき選挙区は、関係選挙区の日本国民の人口、地勢、交通その他の事情を考慮して、総務大臣が定めるものとされたこと。（新令第2条第1項関係）

第2 市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続に関する事項

- 1 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が分割開票区（法第18条第2項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないものとされたこと。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があったと認める場合も、同様とされたこと。（新令第10条の2第1項関係）
- 2 数市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数市町村合同開票区（法第18条第2項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないものとされたこと。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があったと認める場合も、同様とされたこと。（新令第10条の2第2項関係）
- 3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数区合同開票区（法第18条第2項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないものとされたこと。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があったと認める場合も、同様とされたこと。（新令第10条の2第3項関係）
- 4 都道府県の選挙管理委員会は、法第18条第2項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとされたこと。（新令第10条の2第4項関係）
- 5 都道府県の選挙管理委員会は、法第18条第2項の規定により開票区を設けたときは、直ちにその旨を関係市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て関係区の選挙管理委員会）に通知しなければならないものとされたこと。当該開票区を廃止し、又は変更した場合も、同様とされたこと。（新令第10条の2第5項関係）

第3 選挙事務所の数及び法定選挙運動費用（固定額）に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が改定されることに伴い、改定後の選挙区のうち交通困難等の状況のある区域を有するものについて、現行の特例選挙区に準

じて、選挙事務所の数及び法定選挙運動費用（固定額）の特例の対象とされたこと。（新令別表第3、別表第5関係）

第4 施行期日等に関する事項

- 1 改正令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1条関係）
- 2 第1及び第3に係る事項については、改正令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2条第1項関係）
- 3 第2に係る事項については、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2条第2項関係）
- 4 その他所要の規定の整備を図るものとされたこと。